

# 入国制限大幅緩和

## ビジネス・留学・技能実習

政府は5日、海外のビジネス関係者や留学生、技能実習生の新規入国を8日から認める、と発表した。新型コロナウィルス対策として、1月から新規入国は原則停止してきたが、大幅に緩和する。受け入れ先の企業や団体の管理が条件で、ワクチン接種済みなら自宅などでの待機期間も短縮する。

▼2面より外国人頼みの現場は、33面よりやっと

### 8日から

#### 新規入国制限についての緩和策

■自宅などでの待機 ■宿泊施設待機

現状	特段の事情のある入国者	接種済み	
		▲14日間	▲10日間
	上記のうち変異株流行国からの入国者	■3日間 ■6日間 ■10日間 + ■入国情まで いすれか	■10日間  (■3日間の対象者のみ)
	ビジネス関係者 日本人の海外出張者	■14日間	■3日間 (流行国からの入国者で ■6日間 ■10日間の対象者を除く)
	留学生 技能実習生	■14日間	■10日間

と、同所から留学や技能実習といった在留資格の事前認定を受けながら、来日していない外国人は約37万人。新規入国者の枠は現在1日あたり3500人だが、政府は今月下旬にも、5千人程度に広げることも検討している。

今回の緩和では、観光客は対象外。政府は外国人の団体観光客を試験的に受け入れ、年内をめどに行動管理のあり方を検証する。団体客の受け入れ再開をまず検討する方針だ。

また、政府は5日、国指定の宿泊施設での待機が求められる変異株の流行国の指定を見直した。6日間の待機が必要なのはペルーなど3カ国、3日間は英国など19カ国・地域となった。10日間の対象国はない。指定変更の適用は8日から。

ワクチンは国内で承認されている米ファイザー製、米モデルナ製、英アストラゼネカ製が対象。

(佐藤泰祐、小野太郎)

これまで、人道上の理ことが条件だ。

由や日本人の配偶者といった「特段の事情」がある場合を例外扱いしてきたが、制限緩和の対象を広げた。ビジネス関係者は3カ月以下、転勤などで中長期滞在する人も含めた。受け入れ先が活動計画書を提出する部の変異株流行国から入国場合は10日間に短縮する。

未接種なら自宅などでの待機期間は14日間。接種済みなら待機は3日間にどん

め、その後7日間は、食事前に検査を受けさせることとする。

海外出張して帰国する日本人にも適用する。ただ、一部の変異株流行国から入国